

講演録

講演録
02

講師

郷原 信郎ごうはらのぶお

— 関西大学特任教授・弁護士 —



経済社会の環境変化と コンプライアンス

平成24年7月20日に開催した「第17回地方行政財政セミナー」の
講演要旨を掲載いたします。

コンプライアンスという言葉がよく聞かれるようになったのは2000年前後からです。今、東日本大震災によって、日本の社会が大きく変化する中で、改めて組織とは何なのか。その組織が取り組むべきコンプライアンスとはどういうことなのかを、根本から考え直さなといけない状況になってきています。

私は以前からコンプライアンスを一般に言われるような法令遵守ではなくて、社会の要請に応えることと捉えるべきだと言いつけてきました。そもそも組

織は社会の中でなぜ存在できるか、なぜ活動を認められるのか。組織は人工的に作られたもので、その活動が社会の要請に応えるものだとは信頼しているからだと思います。それは企業、官庁、団体、あらゆる組織について言えることだと思います。その意味で、組織にとって社会の要請に応えることは当然のことです。しかし、その当然のことが簡単・容易なことではありません、実は非常に難しい事です。大きな原因が二つあります。一つは、組織はたくさんさんの人間が集まってできています。その中にはいろ

な個性や考え方の人がいます。そうなるとその組織全体を社会の要請に応える方向に向けていくことは決して容易なことではありません。

もう一つは、社会の要請とは何なのか。組織が応えるべき社会の要請は何なのかを把握することが非常に難しいことです。しかも、その難しさは複雑化、多様化し、激しく変化している社会状況の中で一層難しくなっています。そこであらゆる組織は、どうやって自分たちの組織が全体としてまとまって社会の要請

に応えていくことができるのかを考え、その方向で取り組みを行い、努力をしていかないといけない。それがコンプライアンスだと思います。

しかし、それが非常に難しいことだけに、コンプライアンスは多くの場合どこかで失敗をしてしまうのです。その失敗が生じ、組織が社会から批判、非難を受ける事態が生じます。それを組織の不祥事と言います。不祥事とは組織が社会の要請に応えられないことによって社会から批判、非難を受けることです。その



要因は二つ考えられます。

一つは、組織の側が変わってしまったことです。社会の状況とか環境にさほど大きな変化がないけど、組織の方が変質してしまった時です。そういうことが起きるのは多くの場合個人的な要因です。個人に何らかの問題がある、一人かたくさんかは別として、組織がだめな方に変質してしまうことです。

もう一つは、組織自体は別に大きく変わっていないのだけでも、社会の方が変わってしまうことです。環境変化が起きると、それによってその組織に対する社会の要請は変わってきます。となると、組織の側がその社会の要請に答えられるように変わっていかなければいけません。しかし、変わっていくことは実は組織にとってこれまた非常に難しいことです。どんどん変化している状況の下で組織は変わっていかないといけないのに、変われないことによる様々な問題、不祥事がいろんなところで多発しています。

日本の経済社会の中で起きてきた環境変化を振り返ってみたいと思います。

戦後の日本の経済社会は、高度経済成長期、昭和50年代ぐらいまではそれほど大きく変化はしていませんでした。初めて大きく変化したのがバブル経済とその崩壊でした。それによってものの考え方、価値観、組織の中での仕事の仕方、官と民の関係、様々なものが大きく変わりました。この大きな変化に適応できな



かった企業、官庁などが90年代にいろいろなところで不祥事を起こしました。業界丸ごとの不祥事が相次ぎました。まさに日本の経済社会が初めて経験した急激な環境変化に適応できなかったための不祥事です。21世紀に入って日本の経済社会は更に大きく変化をしました。それをもたらしたのはIT化の急速な進展、インターネットの爆発的な普及です。情報の流通が劇的に変わったことによって、組織そのものの信頼性に関する情報 が世の中に出ていくようになったわけです。

それ以前の社会では、組織が社会から批判、非難を受けるのは大体何かその組織の活動で社会に迷惑をかけた、損害を

与えた、あるいは危険を生じさせた、常に実害というものを中心に社会から批判を受けていました。

ところが、21世紀に入ってから情報の流通の仕方が違うようになってからは、実害とか危険とか全く関係のない問題であっても、組織の情報の取り扱い方が社会から大変な批判、非難を受けるようになってきました。そういったことが社会からその組織の信頼性に関わる問題であると見られるようになってきたわけです。この環境変化に適応できなかった組織が2000年、21世紀以降いろいろなところで不祥事を起こします。そのことからコンプライアンスという言葉がしばしば聞かれるようになりました。

そして東日本大震災、福島原発事故が起き、日本の社会はさらに不連続的に変化しました。多くの人が震災前と震災後では何か違う世の中になってしまったのではないかと思うぐらい日本の社会は大きく変化しました。この変化が一体どこまで行くのか誰にもよく分かりません。3・11以降、日本の社会はさらに急激に変化しています。そういう意味では組織にとって、環境変化への不適応が生じるリスクはますます高まっていると言わざるを得ない。あらゆる組織に共通する不祥事の発生要因、リスクは一層大きくなっていると言わなければならない。

次に問題になるのが、激しく変化する

環境の下でその変化に適応できる組織と適応できない組織があることです。私は非常に重要な要素が三つあるのでないかと思います。ガバナンス、情報開示、説明責任です。社会の環境変化に適応していくためには、社会との間でしっかりとコミュニケーションを確保し、社会との間で理解を維持していかなければいけません。組織がやっていることがしっかりと社会に理解されるような、分かってもらえるような活動をしていくこと。それが環境変化に適応できるということです。

そのためには、まず組織の活動に関する情報がしっかりと開示されること。そして開示した情報に基づいて自分たちの組織の考え方、活動の在り方、そういったものがしっかりと説明され、それが世の中から理解される必要があります。そしてその根本にある重要なことは、そういったことがしっかりとできる、そういう方向での活動ができるように組織自らを向けていくことができることです。しっかりと情報開示ができ、そして説明責任が果たせる。そしてそのことで社会から理解されている方向に組織の活動をしっかりと行けることができる、この三つがしっかりと行えている組織というのが環境変化に適応できる組織です。しかし、決して容易なことではありません。いろいろな組織がそのガバナンス、情報開示、説明責任という面で問題があり、それによって環境変化への不適応を起こ

し、社会から批判、非難されるような状況に陥っています。

私が言い続けてきたコンプライアンスは法令遵守という考え方が誤っている。コンプライアンスは法令遵守とはイコールではないことの意味を考えてみたいと思います。

コンプライアンスは法令遵守とはイコールではなくて、どういう関係なのか。コンプライアンスは法令遵守よりも大きい。法令規則だけを守っていればという狭い考え方をしているからだめなのだ。基準も規範も倫理も、いろんなことをとにかく遵守しないといけない。遵守の範囲が狭すぎることをコンプライアンスが法令遵守とイコールではないことの意味だと思っている人が大部分です。しかし私が言いたいことはそうではありません。遵守という言葉は大体どいう意味で受け止められるのか。いいから守れ、つべこべ言わずに守れ、大体そういう意味です。この言葉が出てくると、なぜそれを守らなければいけないのだと考えることも、それをめぐって議論をすることもやめてしまいます。それが思考停止という状態を招いてしまうわけです。しかも、この遵守による思考停止が一層大きな弊害をもたらすのは環境変化が激しい時です。単純に過去に定められた規則、ルールを守るだけでは、今の環境には適応できません。

今、自分たちが直面していることをしっかりと理解し、そこに当てはめていく

法令を考えていけないといけない。法令の目的、その前提条件、趣旨、そういったものを理解して今起きていること、今の環境に最も適合するように使いこなしていかなければいけない。そのためにはまず遵守するという発想から脱却していかなければいけません。そのことをちゃんとやっていかないと、組織の活動の中にいろんな弊害が起きてきます。何々法令、何々規則、何々基準、マニュアル、そういったものを守れというプレッシャーが働いてきますから、どうしてもそちらのほうにばかり注意が向いていきます。そしてそれに伴って一番基本的なところ、根本的なところから注意が抜け落ちてしまいます。こういう状況でも平常時は大して問題はありません。平常時というのとは基本的には想定範囲内のことだけが起きている状況です。問題は想定外のこと、それが起きた時です。しかも、その想定外のこと、それがどんどん起きてくる環境変化の激しい世の中です。想定外のこと、起きた時には、それにびったり当てはまる基準、規則、マニュアルはありません。どうしたらいいのか。基本、根本に遡って考えていくしかありません。

組織にとって基本、根本というのは何なのか。それはその組織の活動が一体何を目指して、どういう価値を実現しようとして行われているのか。でもそれだけでいいのかと言ったら、それと同時に実現しなければいけない価値もある。いろんな価値を同時に実現していかないと

いけない。とりわけ官公庁、自治体は複雑です。一体自分たちのお役所、自分たちの組織というのは何を実現したらいいのか。民間企業であればもう少し単純です。官公庁の世界は決してそういう単純なものじゃありません。だから環境変化への適応、想定しないことが起きた場合の対応は公益的な組織、公的な組織であればあるほど難しいわけです。

しかし難しいことではあるのですけれども、そういう事態が発生した時には自分たちが何を指して、何をやろうとしているのかをしつかり振り返って考えてみる、遡って考えてみる。そうすれば目の前で起きていることは自分たちの組織全体にとって、やろうとしていることと全体にとってどういう位置づけのものなのかを理解することができます。どういうことを実現しようと思ってやったのだけでも、もう一つ大切にしないといけない価値があつて、それを損なってしまったことが理解できたら、その問題はこういう問題なのか基本的な理解ができます。そうするとそれを解決するために何をどうしていけばいいのか、基本的な方向性が分かる。再発を防止していくためにはどうしたらいいのかも基本的に認識できます。

そういう考え方を前提にして、社会の要請に応える意味のコンプライアンスとして何をやっていけばいいのかに関して私が以前から提唱してきたのが「フルセットコンプライアンス」という考え

方です。組織が社会の要請に応えていくための重要な要素、五つを挙げて、その関係を整理したものです。

一番目に、その組織が社会からどのようなことを要請されているのか。その要請の中身を把握して、そういう様々な要請にに応じていく、基本的な方針を明確化することです。

二番目は組織の構築です。社会の要請はたくさんあります。その関係が極めてまた複雑です。たくさんある社会の要請にバランスよく応えていくためには、組織の形もバランスの取れたものでなければなりません。

三番目に、そのようにして作った組織の形がしっかりと機能して動いている。それによって実際に社会の要請に組織が反応して、応える活動をしていく。これが機能的コンプライアンスです。

四番目が、何か組織に関して問題が発生した時にどうするのか。社会要請に反してしまったとか、その疑いが生じた時にどうするかという問題です。それが治療的コンプライアンスです。治療的コンプライアンスは、事実の究明、原因の究明、是正措置の三つからなります。一言で言えば不祥事対応です。

私は以前から違法行為とかコンプライアンス問題は二つの類型に分類・整理して考えられると言ってきました。虫型とカビ型の問題です。虫型の違法行為は、個人的な利益などで起きてきます。個人の意思で行われる。アメリカ型の違

ための重要な要素、五つを挙げて、その関係を整理したものです。

一番目に、その組織が社会からどのようなことを要請されているのか。その要請の自身を把握して、そういう様々な要請に応えていく、基本的な方針を明確化することです。

二番目は組織の構築です。社会の要請はたくさんあります。その関係が極めてまた複雑です。たくさんある社会の要請にバランスよく応えていくためには、組織の形もバランスの取れたものでなければなりません。

三番目に、そのようにして作った組織の形がしっかりと機能して動いている。それによって実際に社会の要請に組織が反応して、応える活動をしていく。これが機能的コンプライアンスです。

四番目が、何か組織に関して問題が生じた時にどうするのか。社会要請に反してしまったとか、その疑いが生じた時にどうするかという問題です。それが治療的コンプライアンスです。治療的コンプライアンスは、事実の解明、原因の究明、是正措置の三つからなります。一言で言えば不祥事対応です。

私は以前から違法行為とかコンプライアンス問題は二つの類型に分類・整理して考えられると言ってきました。虫型とカビ型の問題です。虫型の違法行為は、個人的な利益などで起きてきます。個人の意思で行われる。アメリカ型の違

ための重要な要素、五つを挙げて、その関係を整理したものです。

一番目に、その組織が社会からどのようなことを要請されているのか。その要請の自身を把握して、そういう様々な要請に応えていく、基本的な方針を明確化することです。

二番目は組織の構築です。社会の要請はたくさんあります。その関係が極めてまた複雑です。たくさんある社会の要請にバランスよく応えていくためには、組織の形もバランスの取れたものでなければなりません。

三番目に、そのようにして作った組織の形がしっかりと機能して動いている。それによって実際に社会の要請に組織が反応して、応える活動をしていく。これが機能的コンプライアンスです。

四番目が、何か組織に関して問題が生じた時にどうするのか。社会要請に反してしまったとか、その疑いが生じた時にどうするかという問題です。それが治療的コンプライアンスです。治療的コンプライアンスは、事実の解明、原因の究明、是正措置の三つからなります。一言で言えば不祥事対応です。

私は以前から違法行為とかコンプライアンス問題は二つの類型に分類・整理して考えられると言ってきました。虫型とカビ型の問題です。虫型の違法行為は、個人的な利益などで起きてきます。個人の意思で行われる。アメリカ型の違

ための重要な要素、五つを挙げて、その関係を整理したものです。

一番目に、その組織が社会からどのようなことを要請されているのか。その要請の自身を把握して、そういう様々な要請に応えていく、基本的な方針を明確化することです。

二番目は組織の構築です。社会の要請はたくさんあります。その関係が極めてまた複雑です。たくさんある社会の要請にバランスよく応えていくためには、組織の形もバランスの取れたものでなければなりません。

三番目に、そのようにして作った組織の形がしっかりと機能して動いている。それによって実際に社会の要請に組織が反応して、応える活動をしていく。これが機能的コンプライアンスです。

四番目が、何か組織に関して問題が生じた時にどうするのか。社会要請に反してしまったとか、その疑いが生じた時にどうするかという問題です。それが治療的コンプライアンスです。治療的コンプライアンスは、事実の解明、原因の究明、是正措置の三つからなります。一言で言えば不祥事対応です。

私は以前から違法行為とかコンプライアンス問題は二つの類型に分類・整理して考えられると言ってきました。虫型とカビ型の問題です。虫型の違法行為は、個人的な利益などで起きてきます。個人の意思で行われる。アメリカ型の違

ための重要な要素、五つを挙げて、その関係を整理したものです。

一番目に、その組織が社会からどのようなことを要請されているのか。その要請の自身を把握して、そういう様々な要請に応えていく、基本的な方針を明確化することです。

二番目は組織の構築です。社会の要請はたくさんあります。その関係が極めてまた複雑です。たくさんある社会の要請にバランスよく応えていくためには、組織の形もバランスの取れたものでなければなりません。

三番目に、そのようにして作った組織の形がしっかりと機能して動いている。それによって実際に社会の要請に組織が反応して、応える活動をしていく。これが機能的コンプライアンスです。

四番目が、何か組織に関して問題が生じた時にどうするのか。社会要請に反してしまったとか、その疑いが生じた時にどうするかという問題です。それが治療的コンプライアンスです。治療的コンプライアンスは、事実の解明、原因の究明、是正措置の三つからなります。一言で言えば不祥事対応です。

私は以前から違法行為とかコンプライアンス問題は二つの類型に分類・整理して考えられると言ってきました。虫型とカビ型の問題です。虫型の違法行為は、個人的な利益などで起きてきます。個人の意思で行われる。アメリカ型の違

ための重要な要素、五つを挙げて、その関係を整理したものです。

一番目に、その組織が社会からどのようなことを要請されているのか。その要請の自身を把握して、そういう様々な要請に応えていく、基本的な方針を明確化することです。

二番目は組織の構築です。社会の要請はたくさんあります。その関係が極めてまた複雑です。たくさんある社会の要請にバランスよく応えていくためには、組織の形もバランスの取れたものでなければなりません。

三番目に、そのようにして作った組織の形がしっかりと機能して動いている。それによって実際に社会の要請に組織が反応して、応える活動をしていく。これが機能的コンプライアンスです。

四番目が、何か組織に関して問題が生じた時にどうするのか。社会要請に反してしまったとか、その疑いが生じた時にどうするかという問題です。それが治療的コンプライアンスです。治療的コンプライアンスは、事実の解明、原因の究明、是正措置の三つからなります。一言で言えば不祥事対応です。

私は以前から違法行為とかコンプライアンス問題は二つの類型に分類・整理して考えられると言ってきました。虫型とカビ型の問題です。虫型の違法行為は、個人的な利益などで起きてきます。個人の意思で行われる。アメリカ型の違

ための重要な要素、五つを挙げて、その関係を整理したものです。

一番目に、その組織が社会からどのようなことを要請されているのか。その要請の自身を把握して、そういう様々な要請に応えていく、基本的な方針を明確化することです。

二番目は組織の構築です。社会の要請はたくさんあります。その関係が極めてまた複雑です。たくさんある社会の要請にバランスよく応えていくためには、組織の形もバランスの取れたものでなければなりません。

三番目に、そのようにして作った組織の形がしっかりと機能して動いている。それによって実際に社会の要請に組織が反応して、応える活動をしていく。これが機能的コンプライアンスです。

四番目が、何か組織に関して問題が生じた時にどうするのか。社会要請に反してしまったとか、その疑いが生じた時にどうするかという問題です。それが治療的コンプライアンスです。治療的コンプライアンスは、事実の解明、原因の究明、是正措置の三つからなります。一言で言えば不祥事対応です。

私は以前から違法行為とかコンプライアンス問題は二つの類型に分類・整理して考えられると言ってきました。虫型とカビ型の問題です。虫型の違法行為は、個人的な利益などで起きてきます。個人の意思で行われる。アメリカ型の違

法行為です。通常単発的で対処方法も単純です。個人の意思で、個人の利益のためにやるわけですから、その個人に厳しいペナルティーを科して思い知らせてやるやり方です。それに対して日本の問題行為の多くはカビ型です。個人ではなくて組織の利益が目的で、組織の中の一一定のポストに就くと、好むと好まざるとに係わらず問題行為に手を染めざるを得ない構図です。多くの場合、行為が広がりを持ち、単発的ではありません。継続的、恒常的に行われます。カビ型に対する対処というのは虫型とは違います。カビに殺虫剤をまいたって意味がない。そのカビがなぜ生えたのか、汚れが原因か湿気が原因かを明らかにし、その原因を除去することによって初めてカビをなくすことができます。

この虫型、カビ型は相対的な問題で、実際の不祥事は両面あります。しかし重要なことは、日本の組織はそのカビ的な要因が極めて顕著な場合が多いことです。そういう経済環境だった。企業社会、そして官公庁の世界もカビの問題が発生しやすい環境だった。ですから問題行為に対しては必ずカビ的な要素も合わせて、そういう視点でその不祥事を見ていかなければいけないのです。

コンプライアンスは組織の内部だけの問題ではなくります。組織と、それを取り巻く環境との間にもいろいろな問題があり、それがその組織が社会の要請に応えることの障害要因になっている

場合があります。そういう障害要因に目を向けて、それを少しでも良くしていく努力をする。簡単なことではないけども、そういう問題意識を持つていく必要があるというのが環境整備コンプライアンスという考え方です。私のフルセツトコンプライアンスで考えられた最大の特徴は、この環境整備コンプライアンスをコンプライアンスの一つとして考えることです。

こういう環境整備コンプライアンスも含めた五つのコンプライアンス要素をバランス良く実行していくことによって、組織は社会の要請に応えられるようになる。これが私のフルセツトコンプライアンスという考え方です。

これまでお話ししてきた環境変化への適応としてのコンプライアンスにとって、これから何が重要なのか、どういう視点でコンプライアンスに対応していったらいいのかについて最後にお話ししたいと思います。

それはルールを作っていくこと、ルールの創造です。今いろんな経済社会のいろんな組織の活動の現場ごとに、現場の実情に即したルールを作らないといけないことがどんどん多くなってきました。また求められています。しかし、日本人の発想は、法令は御上、上の人間が作って守れと命令するものという考え方で今までやってきました。自分たちでルールを作り上げるという文化・慣習は日本の組織にはあまりなかったのです。ですから、いきなり作れ

と言われても作れないのです。

法令を単純に遵守することを中心にしてやってきた組織というのは、守らなかった時に減点するというやり方です。しかし、現場で実情に合ったルールを作り上げ、現場で実情に合ったルールで求められるのは、実情を理解するまさにプラスの要素、そのプラスの要素に、さらにその実情に合ったルールを作り上げるというプラスの要素が加味されて、まさに加点される加点式の人材評価が行われる組織こそが、ルールの創造に適應できる組織になります。

これからのコンプライアンスは単純に

ルールを守っていく、遵守していくことから、ルールを作り上げていく、創造していく方向に変わっていかねばいけない。いろんな現場ごとに起きている問題を一般的に解決できると思えるようなルールを実際に作ってみること、明文化していただくことです。そしてそれについて関係している人に意見を求めてみる、コンセンサスを得ていくこと。そのことを通して経済社会の実情に合ったルールを作り上げていくこと、ルールを創造していくこと。それが激変する環境の下で適應できる組織になるために最も重要なことではないかと思っています。



ごうはら のぶお 郷原 信郎 関西大学特任教授・弁護士

プロフィール・経歴

1955年島根県生まれ、77年東京大学理学部卒業。83年検事任官。公正取引委員会、東京地検、広島地検、法務省法務総合研究所、長崎地検、東京地検などを経て2003年から桐蔭横浜大学大学院特任教授を兼任。04年法務省法務総合研究所総括研究官兼教官。05年桐蔭横浜大学法科大学院教授（派遣検事）、コンプライアンス研究センター長。06年検事を退官し、教授・センター長職の専任となる。08年郷原総合法律事務所開設、09年名城大学教授、総務省顧問・コンプライアンス室長、12年関西大学特任教授。新聞のコラムや寄稿、インタビュー記事も多く、法律専門誌の論文も多数。

兼 職

公正入札調査会議委員（国土交通省・防衛省）、産業構造審議会消費経済部会製品安全小委員会委員（経済産業省）、横浜市コンプライアンス外部委員、総務省年金業務監視委員会委員長など。

主な著書

- ・「組織の思考が止まるとき『法令遵守』から『ルールの創造』へ」（毎日新聞社）
- ・「思考停止社会～『遵守』に蝕まれる日本」（講談社現代新書）
- ・「『法令遵守』が日本を滅ぼす」（新潮新書）
- ・「入札関連犯罪の理論と実務～談合構造解消に向けて～」（東京法令出版）
- ・「企業法とコンプライアンス～“法令遵守”から社会的要請への適応へ」（東洋経済）
- ・「コンプライアンス革命～コンプライアンス＝法令遵守が招いた企業の危機～」（文芸社）
- ・「独占禁止法の日本的構造—制裁措置の座標軸的分析」（清文社） など著書多数。

大きく変わる公営企業会計制度とその内容と対応

山梨県総務部
市町村課

1 半世紀ぶりの大改正とその背景とねらい

ほぼ半世紀ぶりとなる地方公営企業会計制度の大改正には、大きく二つの背景とねらいがあります。

一つは、公営企業の経営実態をより適確に把握できるようにするとともに、他のセクターや公営企業と比較しやすく、住民等にもわかりやすいものにするということです。

公営企業の会計制度は、その特色を踏まえた独自の仕組みをとってきましたが、民間の企業会計制度が大幅に変わるとともに、公営企業の近隣部門（地方独立行政法人や地方公会計など）も企業会計原則を基本とした考え方を取り入れる中で、わかりづらいものになってきていました。このため、公営企業の特色に配慮しつつも、企業会計原則の考え方をできる限り取り入れ、比較可能でわかりやすく、かつ経営実態も把握しやすいものになりました。また、インフラ

の建設から更新へという時代の変化も、見直しの背景になっています。

二つ目は、これまで公営企業の経営には様々な制約がありました。住民等への情報開示を進め、議会のガバナンスを確保しながら、経営の自由度を高めていくことになりました。

会計制度の見直しのうち資本制度と会計基準の見直しについては、すでに制度改正が終わり、施行の段階を迎えています。ここで注意いただきたいのは、現在までの改正は、既に発生主義の財務会計をとっている公営企業（上水道、工業用水、バス、軌道、地下鉄、電気、ガス、病院の各事業と地方団体が自主的に財務規定を適用した公営企業）に限定されるということです。

総務省において、改革の次の段階として、新会計制度等の適用拡大について地方の意見を聞きながら検討

することになっていますが、新会計制度は、適切な料金設定や施設更新など様々な課題を、健全財政を維持しながら、住民や議会の理解を得て解決していく上で、非常に有効な仕組みであると考えられます。地方団体の自主的適用という道もあります。

2 会計制度見直しの内容

（１）議会関与の下での資本取扱いの自由化

従来、公営企業には、利益処分や資本の取扱い等に関し様々な制約がありました。これらの制約が廃止され、議会の議決又は条例のもとで、経営判断に基づく処分等ができるようになりました。

この改正は、平成24年4月1日施行で、平成23年度決算の利益処分を行う場合から、利益処分等に関する条例案や議案が必要になりました。

で、自主的かつ積極的にこの会計制度を採用していただきたいと思えます。

なお、下水道事業と簡易水道事業における公営企業会計制度等の自主的適用には、特別交付税措置が設けられています。

（２）会計基準見直しの主な内容

会計基準の見直しは、財務諸表の貸借対照表（ＢＳ）と損益計算書（ＰＬ）に大きな影響を与えます。以下、見直し内容の説明とともに、文末の（ ）でＢＳとＰＬへの影響をお示しします。

① 借入資本金の廃止

建設改良のための企業債と他会計長期借入金、借入資本金として資本計上されてきましたが、今後は、建設改良企業債・他会計長期借入金と

補助金等により取得した固定資産の償却制度等(改正前の処理方式)

X年度期末に補助金(資本剰余金)50億円及び企業債(借入資本金)50億円をもとに100億円の資産Aを購入したと仮定(帳簿原価50億円とみなす。)。 ※耐用年数10年、残存価額0円、定額法により償却した場合

損益計算書(購入時)

(計上なし)

貸借対照表(購入時)

●資産	●資本
資産A 100億円	借入資本金 50億円 (企業債)
	資本剰余金 50億円

損益計算書(X+6年度)

(費用)
減価償却費 5億円

貸借対照表(X+6年度)

●資産	●資本
(減価償却累計額 △30億円)	(借入資本金償還 △30億円) (企業債)
資産A 70億円	借入資本金 20億円 (企業債)
	資本剰余金 50億円

※除却時に資産Aに相当する額
50億円を一時に償却できる。

みなし償却制度のデメリット

- ①貸借対照表上、補助金充当部分は減価償却されないため、資産価値の実態を適切に表示できない。
- ②みなし償却制度の採用は、地方公営企業の任意とされており、その採用の有無により、財務諸表の構造が大きく異なるため、団体間比較を著しく阻害。地方公営企業決算状況調査等によるマクロ分析を行うに当たってもその信頼性を大きく損なう。

※定額法で、償却年数経過時点で残存価額0円となるように償却するとした場合の例であり、実際の処理では、実際に行っている減価償却方法に沿った処理が必要。

補助金等により取得した固定資産の償却制度等(新たな会計処理方式)

改正後

償却資産の取得に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債(繰延収益)に計上した上で、減価償却見合い分を、順次収益化(改良の場合も同様)。

X年度期末に補助金(長期前受金)50億円及び企業債50億円をもとに100億円の資産Aを購入したと仮定。
※耐用年数10年、残存価額0円、定額法により償却した場合

損益計算書(購入時)

(計上なし)

貸借対照表(購入時)

●資産	●負債
資産A 100億円	企業債 50億円
	長期前受金 50億円

損益計算書(X+6年度)

(費用) 減価償却費 10億円 (収益) 長期前受金戻入 5億円

貸借対照表(X+6年度)

●資産	●負債
(減価償却累計額 △60億円)	(企業債償還 △30億円)
資産A 40億円	(長期前受金償却 △30億円) ※収益に振替
	企業債 20億円
	長期前受金 20億円

※定額法で、償却年数経過時点で残存価額0円となるように償却するとした場合の例であり、実際の処理では、実際に行っている減価償却方法に沿った処理が必要。

して負債に区分されます。なお、返済期限が1年以内に到来するものは流動負債に、1年超のものは固定負債に計上されます。(↓資本減、負債増)

②みなし償却制度の廃止と補助金・

工事負担金等の取扱いの変更

補助金や工事負担金等(以下「補助金等」という。)によって取得した償却資産は、従来、補助金等に相当する部分は減価償却をしないみなし償却制度を選択できましたが、この制度は廃止され、償却資産はすべて減価償却の対象となります。(↓資産減)

また、補助金等は、資本剰余金として資本に計上され基本的に減価できませんでしたが、今後は、繰延収益(長期前受金)として負債に計上され、償却資産の償却に見合つて減価されます。そして、その減価分はP/Lの収益に計上されます。(↓資本減、負債増、収益増)

③建設改良の企業債等の元利償還に係る繰入金の取扱いの変更

建設改良のための企業債等の元利償還に係る一般会計繰入れは、出資金や資本剰余金として資本に計上されてきましたが、今後は、出資金以外は長期前受金として負債に計上され、

資産の償却に見合つて減少し、その減少分は収益に計上されます。(↓資本減、負債増、収益増)

④組入資本金制度の廃止

減価積立金を使用して企業債を償還した場合、建設改良積立金を使用して建設改良を行った場合等には、その使用相当額を組入資本金として資本に組み入れてきましたが、今後は未処分利益剰余金として計上されます。

⑤引当金の計上義務化

i退職給付引当金

退職給付引当金の計上が義務化され、一般会計と公営企業会計との負担区分を明確にした上で、公営企業会計の負担分を引き当てることとなります。

なお、計上不足分は、一括計上が原則ですが、職員の平均残余勤務年数の範囲内(15年以内)での分割計上も可能です。(↓負債増、営業費用増or特別損失増)

ii賞与引当金

6月分の期末・勤勉手当は、通常、前年12月から5月までの労務に対する報奨的対価と考えられ、12月から3月までの相当額を、その属

する年度に賞与引当金として計上することとなります。(↓負債増)

iii貸倒引当金

未収金等の債権のうち回収困難と見込まれるものは、貸倒引当金として未収金等の帳簿価額から控除する形で計上されます。通常の未収金に係る引当てに関しては、過去の貸倒実績率が基本になると考えられます。(↓資産減、費用増)

ivその他

引当金としての要件を満たすものは、引当金としての計上が必要になります(修繕引当金、特別修繕引当金など)

⑥その他会計上の取扱いの見直し

たな卸資産(主として販売目的の土地)については、時価が帳簿価額より下落している場合は時価で計上する低価法が義務づけられます

す。(↓資産減、費用増)

固定資産の帳簿価額が実際の収益性や将来の経済的便益に比べ過大となっている場合には、減損会計を適用し、帳簿価額を適正な金額まで減額することとなります。(↓資産減、特別損失増)

さらに、リース取引については、リース取引の契約内容に応じて、賃貸借取引や売買取引に準じた会計処理を行うリース会計が導入されます。

⑦開示資料の充実

キャッシュ・フロー計算書の作成が義務化され、営業・投資・財務の活動区分ごとに資金の状態を表示します。また、公営企業において定めるセグメント(事業単位)ごとに、損益の状況や資産・負債の状況等を開示することが求められます。

3 新会計基準への対応

(1)早めの準備と組織的対応

2(2)で述べた新会計基準は、平成26年度予算には適用が義務付けられますので、同予算の編成作業を始める平成25年度の秋までには、実務

的な準備は終えるようにすることが望まれます。

新会計基準への移行には、過去に遡る資産と財源の整理や算定・計上方法の決定、システム改修、一般会

計との負担ルールの明確化、規程類の整備、新しい財務諸表の分析や対策検討など、労力を要する業務から専門的業務、高度な調整的業務まで、質の異なる多様な業務を必要とします。

このため、スケジュールを設定して早めに準備作業を進めるとともに、適切な役割分担や応援体制をとりながら、組織的に対応することが肝要です。

また、一般会計との負担ルールの明確化など高度な調整・企画業務は、一般会計の財政負担や公営企業の経営責任への影響が大きいので、公営企業上層部が積極的に役割を担う必要があると思われます。

（２）財務諸表等への影響への対応

新会計基準は、次のように、公営企業のPL、BS等に様々な影響を与えるとともに、経営の実態を見せにくれます。

① PLに対しては、構造的にプラスの影響を与えますが、移行期にはマイナスの影響が大きくなる場合があります。

② 資本が負債を大きく上回っていたBSが、負債＜資本と逆転し、極端な場合債務超過になります。

③ 移行処理や積立金の取崩しの結果、BSとPLの未処分利益剰余金が増加する場合があります。

④ PLやBS等から本当の経営実態が多様な側面にわたって、より明確に見えてきます。（赤字構造か黒字構造か、公的支援への依存度、適正な料金水準、資産に占める減価償却割合、未収金に対する貸倒割合、セグメント（事業部門）ごとの経営状況など）

⑤ 資金不足比率は、小幅ながら悪化します（宅地造成事業等では大きく悪化する可能性もあります）。

各公営企業においては、これらの実態を分析・評価し、必要な対策を検討し講じていくことが必要になります。対策の検討は、料金や更新投資、債権管理のあり方や事業部門別の再構築をはじめ、経営のあり方の根本に及んでくると考えられます。そして、これらのことを平成26年度予算案の提出までには、住民や議会、金融機関等に適切に説明できる準備をしなければなりません。

新会計基準は、公営企業のトップマネジメントに大きな影響を与えるということを十分に認識して、その対応に当たっていただきたいと思えます。

財務諸表への影響

	見直し項目	増 加	減 少
①	借入資本金を資本から負債に計上	固定負債、流動負債	資本金（借入資本金の廃止）
②	みなし償却制度を廃止、長期前受金を計上	繰延収益（長期前受金）	固定資産、資本剰余金
③	引当金を計上	固定負債、流動負債（負債性引当金（退手・修繕等））	固定資産、流動資産（評価性引当金（貸倒引当金））
④	繰延勘定を廃止（一部を繰延資産に計上）		繰延勘定（廃止）
⑤	たな卸資産の価額に低価法を義務づけ		流動資産（帳簿価額＞時価の場合）
⑥	減損会計を導入		固定資産（減損した場合）
⑦	リース会計を導入	固定資産（リース資産）、 固定負債、流動負債（リース債務）	

【見直し前のBS】

固定資産	固定負債
	流動負債
流動資産	資本金
	資本剰余金
繰延勘定	利益剰余金

みなし償却資産の
既償却相当分を減額等



【見直し後のBS】

固定資産 ② ↓ ③ ↓ ⑥ ↓ ⑦ ↑	固定負債 ① ↑ ③ ↑ ⑦ ↑
	流動負債 ① ↑ ③ ↑ ⑦ ↑
流動資産 ③ ↓ ⑤ ↓	繰延収益 ②
繰延勘定廃止 ④ (現在計上しているものは 償却終了まで計上可能)	資本金 ① ↓
	資本剰余金 ② ↓
	利益剰余金 ⑤ ↓ ⑥ ↓



臨時財政対策債は発行可能額まで満額発行しなければなりませんか？



「臨時財政対策債」とは

臨時財政対策債（以下「臨財債」という）は、地方財政の財源不足分に対する補てん措置による特例地方債です。平成12年度まではその財源不足を交付税特別会計借入金により補てんしていましたが、平成13年度にはそれが見直され、国と地方の責任分担の更なる明確化、国と地方を通ずる財政の一層の透明化等を図るため、地方財政法第5条の特例となる地方債として臨時的に措置されました。当初は、3か年の臨時的措置として導入されましたが、地方交付税の原資不足が解消されないことから、現在に至るまで（現行法上は平成25年度まで）その措置は延長されています。

臨時財政対策債の特徴

臨財債は通常の地方債と異なり、投資的経費以外の経費にも充てられる一般財源として取り扱うこととされています。また、上限として算定される「発行可能額」の満額まで発行するか否かは個別の地方公共団体の判断に委ねられており、実際の発行の有無にかかわらず発行可能額に係る元利償還金相当額については、後年度の地方交付税算定の際に、基準財政需要額（標準的に保障されるべき地方一般財源の規模）に全額算入されます。

したがって、臨財債による歳入は、実質的には地方交付税の代替財源としての性格を有するものといえます。

「発行可能額」とは

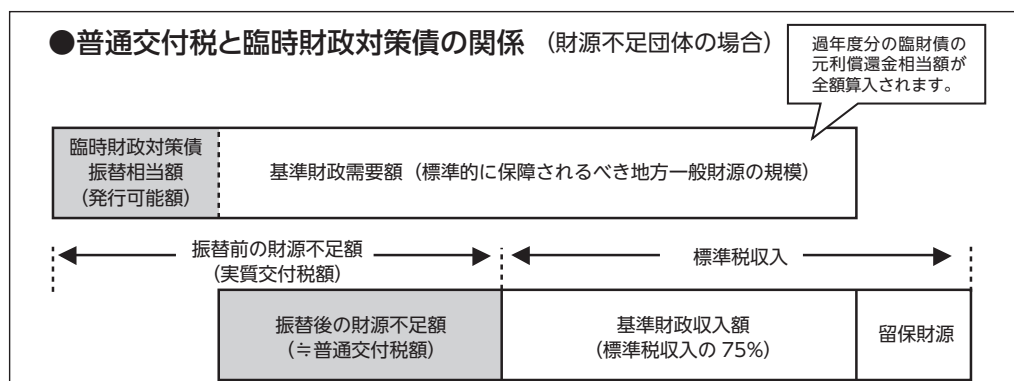
臨財債の発行可能額は、毎年度、地方交付税制度を通じて地方公共団体ごとに算定されます。平成13年度の導入時には、基準財政需要額の企画振興費等において減額された単位費用相当額を基礎として算定する方式がとられましたが、平成15年度に各地方公共団体の人口を基礎として算定する「人口基礎方式」に変更されました。さらに平成22年度からは、財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整の機能を強化する観点から、全ての団体を対象とする人口基礎方式に加え、それでもなお財源不足額が生じている団体について、財源不足額と財政力を考慮して算定する「財源不足額基礎方式」が段階的に導入され、平成25年度には財源不足額基礎方式へ完全移行することとされています。

地方公共団体の財政運営への影響

先ほど説明したとおり、臨財債は地方財政収支の不足額を補てんするために各地方公共団体が特例として起こす地方債で、その元利償還金相当額については、全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入されることとされ、各地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう措置されています。したがって、臨財債の発行によって、各地方公共団体の財政の健全性が損なわれることはありません。

発行可能額まで満額発行しなければならないか

臨財債は、配分された発行可能額の満額まで発行するか否かを個別の地方公共団体の判断に委ねられますので、必ずしも満額を発行しなければならないことはありません。また、あくまでも地方公共団体の判断と責任において発行し償還する地方債ですので、他の地方債と同様にその発行や残高の状況については議会や住民の皆さんにより監視されます。





地方税の電子申告について教えてください。



eLTAX（エルタックス）により、地方税の申告、申請、納税など（以下「申告等」といいます。）の手続きがインターネットを利用して電子的に行うことができます。

1. eLTAXとは

eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

地方税の申告等の手続きは、それぞれの地方公共団体で行う必要がありましたが、地方公共団体が共同でシステムを運営することにより、電子的な一つの窓口からそれぞれの地方公共団体に手続きが可能となっています。

山梨県内の市町村では、平成24年11月より全市町村で利用可能となっています。

2. 利用可能サービス

山梨県内の市町村で利用できる主なサービスは次のとおりです。

【電子申告】

○個人住民税

給与支払報告書、給与支払報告・特別徴収に係る
給与所得者異動届出の提出など

○法人市町村民税

予定申告、中間申告、確定申告、修正申告など

○固定資産税（償却資産）

全資産申告、増加資産／減少資産申告、修正申告など

【電子申請・届出】

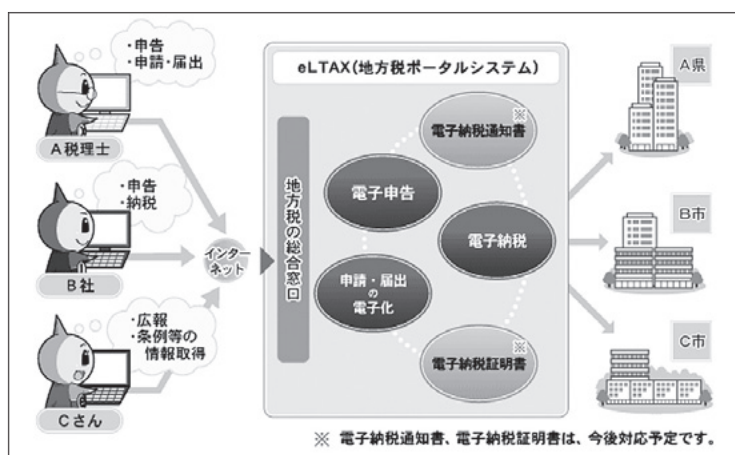
○個人住民税

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

○法人市町村民税

法人設立・設置届、異動届

※市町村ごとの提供サービスなど詳しい情報については、eLTAXのホームページ（<http://www.eltax.jp/>）又は各市町村の税務担当課でご確認ください。



〔出典〕 eLTAXホームページより

3. eLTAXを利用する利点

納税者側では、eLTAXを利用することにより、これまで各市町村に提出しなかった給与支払報告書などが、電子的な一つの窓口への提出が可能となり、利便性が向上し事務の軽減化を図ることができます。

地方公共団体である市町村側でも、各種申告書等の送付が電子的に行われることにより、課税事務の一層の効率化に資することとなります。また、職員を雇用する事業者として、地方税の関係手続きの効率化にも効果が高いと思われます。

4. 給与支払報告書等の電子提出の義務化

平成26年1月1日以降、国税については、法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった法定調書の枚数が1000枚以上である法定調書については、光ディスク等またはe-Tax（イータックス 国税電子申告・納税システムの略）による法定調書の提出が義務化されます。

地方税についても、国税当局に提出する給与所得（及び公的年金等）の源泉徴収票の光ディスク等またはe-Taxによる提出が義務付けられた年分については、平成26年1月1日以降に市町村に提出する給与支払報告書（及び公的年金等支払報告書）についてもeLTAXまたは光ディスク等による提出が義務化されます。



東日本大震災の関係で個人の税金が上がると聞いたのですが。



復興特別所得税

国税においては、東日本大震災からの復興を図るために平成23年度から平成27年度までに実施する施策に必要な財源を確保するため、平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布され、復興特別所得税が創設されました。

復興特別所得税は、平成25年から平成49年に生じる所得に対して、所得税に併せて納税する必要があります。税額は次の算式で求めることになります。

算式

復興特別所得税 = 基準所得税額 × 2.1%

給与所得者の方は、平成25年1月1日以降に支払を受ける給与等から復興特別所得税が源泉徴収されることとなります。

個人住民税の均等割の引き上げ

地方税においても、東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が公布されました。

内容は、平成26年度から平成35年度まで個人住民税の均等割の標準税率が次のとおり引き上げられます。

年額5000円(現行年額4000円)

〔 県 民 税 1500円(現行1000円) 〕
〔 市 町 村 民 税 3500円(現行3000円) 〕

市町村調査研究事業

山梨県市町村振興協会の調査研究事業助成金を活用して、市町村職員が自主的・主体的に行った調査研究を紹介させていただきます。

今回は、平成23年度に調査研究を行った団体計10団体のうち、24年9月号で紹介した団体を除く5団体を紹介させていただきます。

制度の紹介

市町村職員が自主的、主体的に実施する調査研究事業に対し、次のとおり助成を行っております。

①助成対象

単独または複数市町村職員で構成する調査研究グループ（市町村長等から推薦がある4人以上の調査研究グループ）

②対象事業

市町村職員が行う調査研究事業（対象事業のテーマは問いません）

③助成対象経費

事務費、アンケート・聞き取り実施に伴う経費、検討会費、アドバイザー謝礼、報告書印刷費等

④助成額

助成対象経費の全額（30万円限度）

⑤助成期間

原則単年度。継続事業にあっては最大限2年間

・本制度の活用についてご検討をお願いします（詳細については、4月に通知します。）

公益財団法人 山梨県市町村振興協会

都留市

債権管理の適正化に向けて

「都留市債権管理調査研究会」
政策形成課 佐藤 秀樹



地方公共団体の財政状況は厳しい環境に直面しており、将来に渡り安定的な財源を確保するための方策を、総合的かつ計画的に推進する必要があります。

また、行政コスト計算書の公表により、市債権の滞納に関する市民の関心が高まっており、納付意識の欠如による滞納は、市民に大きな不公平感を抱かせます。

そこで、本市では、市が有する債権の回収、整理、滞納対策等に関し、その債権の種類、根拠法令及び滞納状況等を把握するとともに、債権管理についての法的・実務的な問題を検証し、さらに公平・適切な対処を行うため、都留市債権管理調査研究会を設置しました。

研究会では、山梨県地方税滞納整理推進機構特別徴収アドバイザーを務める滞納整理学会の三島充氏を研究会のアドバイザーとして招き、法的性格の異なる市の債権を強制徴収公債権、非強制徴収公債権及び私債権に分類した未納債権一覧表の作成、職員研修

会の企画・開催、債権管理条例案の作成に向けた債権管理体制の在り方等の調査研究、債権管理マニュアルの作成に向けた基礎資料の作成、アドバイザーによる債権ごとの個別指導等を行いました。

平成23年11月18日には、研究会における調査・研究の成果として、中間報告書を市長に提出し、そのうち、特に喫緊の課題であった延滞金等の適正化を図るための関係条例の改正案が平成23年12月定例会に提出され、可決されました。

今後は、債権管理条例案及び債権管理マニュアルの作成を行うとともに、全庁的な滞納債権の解消に向けた方策について検討し、公平・適切な債権管理による自主財源の確保に努めます。



本市の重要政策である「ふるさと愛プロジェクト」の一つに、「南アルプス市観光ルート」を市民の意見、協力を得て確立し、多くの観光客を誘引するとともに、自然環境の保護を重視して、自然を愛する心も醸成していくとある。具体的な取り組みとして、本市の自然資源の優位性が高く、古くから守り育んできた自然の山野と温泉を活用するとともに果樹産地としての特色を活かし、南アルプス前衛の櫛形山を活用した観光トレッキングコースの開発である。

この櫛形山の自然資源に目を向けると、和櫛(わくし)に似た山容やこれまでの様々な調査によって希少な動植物が生育していることが言える。植物種は約900種が生息しているとされ特にアヤメ平や裸山では、国内でも例を見ないほどのアヤメの大群落があり、昭和56年の県立巨摩高等学校の調査では、推定本数2,900万本、推定花数300万個という結果が出ており、毎年開花時期には、その大群落をひと目見ようと、県内外から多くの登山者で賑わった。

南アルプス市

櫛形山トレッキングコースの設置と官民協働のアヤメの再生を目指す

「新観光事業構築に係る調査研究会」
行政システム課 塚原 浩二

しかし、近年になってアヤメの花が激減して、今までにない状況に陥ってしまった、アヤメの減少は、当該地の植生環境の変化に伴い、集中的なニホンジカ等の食害であるということが分かってきている。こうした中、平成18年に開催された「櫛形山シンポジウム」をきっかけに、櫛形山で活動している地域自然団体や行政、個人らが櫛形山の未来について考え、活動するための「櫛形山ネットワーク」が組織されて、アヤメの再生を図っている。

また、平成19年に学識経験者からなる櫛形山アヤメ保全対策調査検討会を設置し、アヤメの保全を図り、食害防止ネットの設置や植生調査等で成果をあげている。今後は、この「櫛形山ネットワーク」が中心になり、行政が支援して、官民協働によりアヤメを再生と併せて、櫛形山トレッキングコースの象徴としていくことを目指す。

甲府市・山梨市・笛吹市・甲州市 四市観光広域連携による 市町村調査研究事業の成果

「甲府市・山梨市・笛吹市・甲州市四市観光広域連携担当者会」
笛吹市 観光商工課 橋本 誠



甲府市・山梨市・笛吹市・甲州市は、本県の果樹産業を代表する桃やぶどう等の主要産地として全国的に誇る地域であり、自然環境や歴史的資源が数多く残された観光資源豊かな地域であります。このエリアは自然、歴史、文化等においても密接に関わりがあることから一体的な魅力ある観光地づくりを目指すため調査研究を行っています。

現在、観光客、宿泊客は年々減少傾向にあります。このことから、現状や課題を把握し、地域の特色を活かした新たな着地型観光プランの必要性が求められています。

1. 四市エリアにおける現状と課題の把握

各担当者による現状と課題の分析を行い、個々の観光資源を活かしつつ、広域的な魅力ある観光資源を発掘することとなりました。

2. 広域着地型観光プランの作成に向けた調査研究

観光客の滞在促進を図るためには宿泊につなげることが必要であり、そのためには夜間にも楽しめる情報の提供が有効的であると位置付けました。

結果、四市のエリアは甲府盆地の東側に位置し、緩やかな傾斜地となってい

ることからこの高台からの夜景に目を付けました。夜景は我々に感動を与え、心身に力を与えてくれるなど、リラックス効果をもたらします。よって、夜景を利用した癒しと宿泊を兼ねた広域着地型観光プランを推進するため、夜景のスポットの情報を提供していこうと結論付けました。

3. 四市広域観光マップの作成

四市には、山梨県を誇る甲府盆地の夜景を眺めることが出来るポイントが数多く点在することから、ベストスポットと位置づけ各市2～3箇所を選考いたしました。

選定に当たっては、安全に夜景を見ることが出来ること、駐車場が完備されていること等を条件とし、日中に現地調査を行い、空気の澄んだ寒い夜間撮影を行いました。苦勞の結果、四市のベストショットをもとに夜景マップを作成することが出来ました。

4. 今後の展開

このマップを、旅行会社等に積極的にPRし商品造成に取り上げてもらうとともに温泉郷を有する各宿泊地において有効的な活用を図っていきたいと思います。



近年、市民・住民による「参加型」のまちづくりへの関心が高まっていますが、甲州市では、具体的にどのような活動を「協働のまちづくり」ととらえるのか、又その実践例も乏しく、行政職員も市民・住民もまだ手探りの状態でした。

甲州市では平成22年度に「甲州市協働のまちづくり基本方針」を策定し、協働のまちづくりについての基本理念などを明らかにしたところですが、平成23年度にはそれを具現化する推進計画を策定する必要がありました。

平成23年度は、市民及び有識者から成る協働のまちづくり推進委員会と行政職員から構成されたワーキンググループで推進計画を練り上げてきましたが、後者の行政職員15名によるワーキンググループを「甲州市協働のまちづくり推進研究会」として素案の提出に向けて活動してまいりました。

具体的な活動としては、大学教授をお招きした研修会の開

甲州市

平成23年度 市町村調査研究事業

「甲州市協働のまちづくり推進研究会」

収納課 山本 一仁

催、地域のまちづくりモデル事業への参加、推進計画素案づくりなどを実施いたしました。

啓発活動の推進、人材の育成、市民活動に対する支援策はどのようなものがあるかなど柱となるテーマに沿って推進計画の素案を委員会に提出することができました。その結果、平成24年度においては協働のまちづくり事業の予算措置が実現されたところであります。

今後ますます市民・住民のニーズが多様化するなか、それに答えていくべき行政の態勢づくりについて研究会職員と共々意義深い1年であったと思います。

富士川町

協働によるまちづくり を目指して

「富士川町協働のまちづくり調査研究グループ」
総務課安全安心推進室長 大森 博之

はじめに

本町では「歴史」「文化」「自然」などを活かして快適な生活環境を整え、町民がいつまでもこの地で暮らしたいと思える住みよいまちづくりを進めています。

今後のまちづくりでは、その一翼を町民自らが担っていく必要があると考え、町内19区における「地域の課題」を探ることとしました。

地域の課題・解決策を探る

(1) 寄り合いワークショップ(町民対話集会)

講師の活動事例を参考に「寄り合いワークショップ」が有効であると考え、地域で実践することとしました。運営手法は、KJ法によって意見を集約し、課題を明確にして解決法を見出していくものです。

(2) ファシリテータとして

寄り合いワークショップでは、意見集約をするファシリテータ(会議の進行役)を職員が担い、講師の指導のもと各地区で実践しました。



(3) 導き出された町内19区の課題

地域特有の課題が浮かび上がり、総数で204項目にわたりました。この課題を解決するために、「地域でできること」「地域でやるべきこと」「地域がやりたいこと」を明確にし、課題を解決するための『地区実行計画』をつくりました。

まとめ

合併して間もない本町において、「協働によるまちづくり」は、町民の一体感を醸成するために重要なプログラムであり、調査・研究の成果をこれからのまちづくりに活かしていきたいと考えております。

「寄り合いワークショップ」とは … 「寄り合い」は地域の会合。「ワークショップ」は課題解決型の話し合い。2つの言葉を融合させて、地域づくりの話し合いと位置づけた講師の造語。

KJ法とは … 川喜田二郎氏(東京工業大学名誉教授)がデータをまとめるために考案した手法。意見をカードに記述し、それをまとめて図解してまとめる。

県と市町村、また、市町村間において職員交流が盛んに行われています。

今回は、市町村から県へ派遣され活躍している皆さんに登場していただき、近況を紹介していただきました。



中北建設事務所
齊藤 祐治
(南アルプス市)

平成24年4月より、研修生として南アルプス市から中北建設事務所の西部道路担当にお世話になっております。配属され9ヶ月が経ち、市役所では経験することがない規模の大きい工事や設計に携わり、やりがいとともに、事務所の皆様にあたたかいご指導をいただきながら、今日まで充実した日々を送っております。

私の担当している地域は、南アルプス市、甲府市、中央市、甲斐市で、主に道路工事の設計・発注・監督業務をしています。地元である南アルプス市では、新大橋の耐震補強工事、(主)韮崎南アルプス中央線の橋梁BOX化工事、(一)県民の森公園線のBOX化設計を行い、地元の主要道路の整備に携われたことにやりがいを感じているところであります。

また、研修期間中に測量・設計・用地調査・工事発注までの工事に必要な一連の業務を万遍なく経験し、工事の際に手戻りがないように打合せを行い、より現実的な設計及び工事ができるよう、多方向から指導をいただき進めています。

平成24年12月には、中央道笹子トンネルの天井板崩落事故がおり、山梨県でもトンネルの点検を行う中で、北バイパス愛宕トンネルの天井板補強の現場に立ち会うことになり、現場での対応等いろいろ教えてもらい、たくさんのことを学ぶことが出来ました。

残る研修期間も3ヶ月となりましたが、残された時間でいろいろなことを学び、地元に戻ってから、ここで研修したことが生かせるように頑張りたいと思います。

これからも、ご指導いただけますようよろしくお願い致します。



中部横断自動車道
推進事務所
乗松 直樹
(身延町)

平成24年4月から、中部横断自動車道推進事務所にお世話になっています。

高速道路の用地取得がクライマックスに向かっているこの時期に出向の辞令をもらい、身の引き締まる思いでやって来ました。

毎日を緊張しながら過ごすのかと思いきや、所長をはじめ、事務所の職員の雰囲気がとても良く、今までに感じたこともないような楽しい空気の中で仕事をさせてもらっています。

仕事の内容は主に起業地の交渉になるのですが、私は町職員として8年間用地関係の仕事を行っていました。

しかし、今までには遭遇しなかった難題にここ数カ月で遭遇し、その都度問題を解決して来ました。

その度に、町では感じなかった職員の連携の力を感じています。

レアなケースばかりに遭遇していると感じておりますが、普通に事務を行っていたら対処方法にすら遭遇しなかったのですから、このような事例も自分の肥しになるものだと思い信じ今後も土地の問題に取り組んでいきたいと考えております。

この事務所に配属されたことを誇りに思える様頑張りますので、これからもご指導をお願いします。



峡東林務環境事務所
小林 竜也
(富士吉田市外二ヶ村
恩賜県有財産保護組合)

平成24年4月から富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合(一部事務組合)より派遣研修職員として峡東林務環境事務所・県有林課にお世話になっております。

配属された当初、事務処理の進め方やシステムの違いなど職場環境の違いに戸惑いを感じ、大きな不安と緊張がありましたが、周囲の皆様の丁寧なご指導、ご助言をいただき、少しずつ慣れていくことができました。まだまだ、至らない部分が多くありますが、皆様に支えられ今日まで過ごすことができました。

私は経営担当として、県有林管理計画に基づく収穫及び造林業務に携わっています。収穫業務は、主・副産物(立木、丸太など)の収穫と販売であり、造林業務は、収穫跡地の造林及び保育管理(植栽、下刈、間伐など)並びに病虫獣害の防除などです。

業務を通じて、造林地の傾斜、土壌、植栽樹種、気候など、富士山北麓にある組合管理地との相違点や共通課題である施業の低コスト化、病虫獣害防除など、数多くの取り組みについて学ぶことができ、大変勉強になったと思っています。

派遣研修での貴重な体験と培った知識や人間関係は、私にとって何物にも代えがたい大きな財産であり、県有林課をはじめ、峡東林務環境事務所の皆様、そしてこのような貴重な機会を与えてくださいました方々に感謝するとともに、残りわずかな研修期間ですが、無駄にすることなく、少しでも多くのことを学びたいと思います。さらに、組合に戻った後、研修での成果を職務に生かし、先人たちが守り育ててきた森林を未来へと引き継ぐために努力していきたいと思っています。

Fight!

Vol.33 March.2013



長寿社会課
田中 雄也
(甲府市)

平成24年4月から甲府市の交流派遣職員として、福祉保健部長寿社会課に配属になりました。前年度までは、市で高齢者福祉に携わっていたこともあり、長寿社会課は、これまで学んできた高齢者福祉に関する法制度や業務の知識が活かせる部署だと考えておりました。しかし、実際には市で経験してきた日々市民と関わる業務と、主に事業者に対して関わっていく今の担当業務では、視点の持ち方や業務の進め方等大きく違い、日々学ぶことばかりです。特に、配属当初は業務内容や制度を十分に理解していない中、改正されたばかりの介護保険報酬などの質問が施設から多数寄せられ、関係法令を理解し、正確に回答するために四苦八苦の毎日でした。

私が主に担当している業務である介護保険施設の指導においては、施設の職員に集まっていたいた場で運営基準や報酬制度について指導を行う集団指導や、施設へ赴いて現場で指導を行う実地指導などを行う中で、サービスの向上やより良い施設のあり方に向けて、私自身も施設運営に携わっているような気持ちで勉強させていただいております。

1年間という短い間ではありますが、市と県での業務内容や実践方法の違い等を経験する中で、多くのことを学びました。この経験と、業務を通じて関わり合った多くの皆様との繋がりを、市での業務に活かしていきたいと考えております。そして、このような貴重な経験をさせていただきましたことを、皆様に感謝申し上げます。



農村振興課
森嶋 昭人
(都留市)

私が都留市からの派遣職員として、山梨県農政部農村振興課に配属されて、はや9ヶ月が経過しようとしていますが、あっという間の9ヶ月でした。私が配属されたのは農村振興課の、農地集積活用推進担当という担当です。業務内容は、意欲のある農業者の方々に農地を集約して、農地を有効に利用して頂くための各種施策を講じて行くというものです。

はじめの頃は、いままでに農政の業務の経験が無かったことや、電算システム・各種事務手続など、今までの方法と全く異なったことから、自分に勤まるのだろうかと不安でした。しかし、暖かいご指導やご助言をくださる周囲の方々にも恵まれ、何とかここまで業務を続けることができました。

この仕事を通じて県の業務内容など、市町村職員時代では、経験することができない多くの経験を積むことができました。また、ここに来なければ接する機会が無かったであろう県や国、市町村の職員の方、各種団体の皆様等、多くの方に接することができ、様々な業務や考え方など、多方面から学ぶこともできました。私の派遣は2年間という限られた期間ですが、より多くのことを経験・学習し、その内容を都留市に戻った後にも十分生かすことができるように業務を遂行していきたいと考えています。

最後に、このような環境におかれることにより、市の職員としてのみではなく、人間としても視野の広がる貴重な経験をさせて頂くことができました。この場を借りてこのような機会を与えて頂いた皆様に感謝を申し上げます。



道路整備課
小野 直之
(南アルプス市)

平成24年4月より南アルプス市から研修生として県土整備部道路整備課にお世話になって、早くも1年が過ぎようとしています。

配属された4月は、初日から机に市町村からの補助金の請求書(及び添付書類一式)が積み重ねられていくという事務量の多さと、知り合いがいないという新採のような職場環境に正直戸惑い・不安な毎日でした。しかし、課内及び関係部署の方々に親切にいろいろご指導・ご助言頂き、また各市町村の担当者に協力して頂く中で、今はようやく順応してきたところです。(国からの突発的な問い合わせ時等の慌ただしさには未だに全く慣れない状況ですが…)

さて、私が担当しているのは、市町村道の国庫補助事業について、交付申請から完了検査までの一連の業務や、市町村が管理する道路・橋梁等に関する調査の取りまとめです。昨年までは南アルプス市で取りまとめられる(書類を提出する)側として仕事をしていましたので、今年は取りまとめる(書類を提出される)側として、別の視点で国庫補助事業の制度や流れを学ぶことが出来、大変勉強になっております。

また、県下27市町村の道路事業担当者の方々と接する機会も多く、今までほとんど知らなかった市町村の道路事業の状況や課題等を把握することが出来るため、こちらも大変勉強になります。

この研修期間に得た知識や経験を南アルプス市に戻った際の業務に存分に活かしていきたいと思います。

最後になりますが、道路整備課の皆様、各市町村担当者の皆様には日頃より大変お世話になっております。感謝申し上げますと共に、今後とも宜しくお願い致します。